

2023年8月10日

## 心理的負荷による精神障害の認定基準案に関する意見

働くもののいのちと健康を守る全国センター  
理事長 埜田 和史

被災者救済、過労死予防の観点から課題になってきた点を中心に述べる。1)評価の基準となる労働者:引き続き「同種労働者」基準としているが、現行に比べ個人要因を強調していないように思われる。しかし「業務による強い心理的負荷」が認められないケースでは「見えない脆弱性」を前提とすることは変わっていない。少なくとも障害者枠雇用、新人、非正規労働者、高齢労働者等「平均」集団を細分化して多様な労働者の状況を正確に評価すること。2)精神障害の悪化と症状後の新たな発病:「特別な出来事がなくとも(略)業務による強い心理的負荷によって精神障害が自然経過を超えて著しく悪化したと精神医学的に判断される時には、悪化した部分について業務起因性を認める」とある。また、「症状が改善し安定した状態が一定期間継続した後の新たな発病」に言及している点は門戸が広がったとみえる。しかし、最終段落で「症状の安定」と「症状固定」を同じ意味で使用し、「症状安定」ではなく症状固定を要件とする余地を残した。症状が充分安定していなくても半年程度仕事が支障なく維持できることはよくある。こうした例が「症状固定」していないと見られ除外されないよう要望する。3)評価期間と慢性ストレスの評価;単回性の出来事の評価期間を6か月以内とすることは概ね妥当と思われるが、出来事が継続し慢性ストレスとしての状況が持続していることがある。この場合は1年間遡って調査し判断すべき。ライフイベント法調査の「個人の記憶の精度」を問題にしているが、調査方法の限界であり、その結果を現実にあてはめることは科学的態度とは言えない。ハラスメント等繰り返される出来事は一体としてとらえ6か月以前の負荷も評価される。他の負荷にもあてはまり得ると考える。4)療養及び治ゆ:「症状固定の有無を2年をめどに確認する」という提案がある。行政から期限を示されることは被災労働者にプレッシャーを与え、安心して療養する環境をこわす。5)長時間労働は「80時間以上」ではなく「60時間以上」が妥当と考える。令和2年調査研究では「60時間以上」でストレス状態としている。また、出来事の総合評価の「恒常的長時間労働」は100時間＝「精神障害の準備状況を形成する要因(報告書)」とあるが100時間はそれを超え精神障害を発病させうる時間である。また特に「特別な出来事」の160時間はすぐに変更すべきである